

10月1日以降の診療報酬上の臨時的取扱い

10月以降の新型コロナウイルス感染症にかかわる診療報酬特例措置の見直しが行われました。患者を限定せずコロナの外来患者を受け入れた場合の院内トリアージ実施料及びかかりつけ患者などに限定する場合の取扱いは、名称変更されるとともに、大幅に減額されます。入院調整を行った場合も950点から100点となりました。

(文責) 長崎県保険医協会 TEL 095(825)3829

1. 外来診療に係る特例

- ① 受入患者を限定しない外来対応医療機関であって、その旨を公表しているものにおいて、コロナ患者又はコロナ疑い患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合

9月30日まで		10月1日から	請求コード
院内トリアージ実施料(特例) 300点	→	特定疾患療養管理料(100床未満の病院)(特例) (10月以降)147点	113046250

※ 地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料等、初再診料が包括されている医学管理料を算定している患者であっても算定可。

※ 診療所でも算定可

- ② 上記①の要件を満たさない医療機関でコロナ患者又はコロナ疑い患者に対し、必要な感染予防策を講じて診療を行った場合

9月30日まで		10月1日から	請求コード
特定疾患療養管理料(100床未満の病院)(特例)147点	→	夜間・早朝等加算(特例)(10月以降)50点	113046650

※ 診療所のほか、夜間・早朝等加算を算定できない病院や夜間・早朝等以外に診療を行った場合であっても算定できる。

※ 初・再診料の夜間・早朝等加算と併せて算定可。

※ 地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料等、初再診料が包括されている医学管理料を算定している患者であっても算定可。

- ③ コロナ患者へのコロナに係る診療(往診、訪問診療及び電話等による診療を除く)で、家庭内の感染防止策や重症化した場合の対応等の療養上の指導を行った場合

9月30日まで		10月1日から	請求コード
特定疾患療養管理料(100床未満・療養指導)(特例)147点	→	廃止	—

2. 治療薬に関する公費負担特例

- ① 対象となる新型コロナウイルス感染症治療薬は、これまで同様、経口薬のラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバのほか、点滴薬及び中和抗体薬が該当する。

- ② 治療薬の薬剤料の一定額のみ公費支援(解熱剤や処方箋料等は公費対象外)とされ、自己負担の上限額は医療費の自己負担割合に応じて設定された。

1割: 負担上限3,000円 2割: 負担上限6,000円 3割: 負担上限9,000円

- ③ 薬剤費が包括される医学管理料等(小児科外来診療料、在宅時医学総合管理料等)を算定する患者であっても、別途薬剤費を算定可

- ④ 公費負担番号【28420800】、受給者番号【9999996】に変更はない。

3. 在宅診療に係る特例（訪問看護に係る取扱い省略）

① コロナ患者又はコロナ疑い患者に必要な感染予防策を講じた上で往診や訪問診療を実施した場合

9月30日まで		10月1日から	請求コード
院内トリアージ実施料（特例）300点	→	看護配置加算（1日につき）（特例）（10月以降）50点	113046750

※ 介護老人保健施設、特別養護老人ホームなど、高齢者施設等のコロナ患者に対して配置医師や併設医療機関の医師が往診等を行った場合は初再診料、往診料等は算定できないが、上記特例点数(50点)は算定可。

② コロナに関連した訴えについて往診を緊急に求められ、速やかに往診しなければならないと判断し往診を実施した場合、又は、在宅にて療養を行うコロナ患者であって、コロナに関連した継続的な診療の必要性を認め訪問診療を実施した場合

9月30日まで		10月1日から	請求コード
救急医療管理加算1（緊急の往診等）（特例）950点	→	院内トリアージ実施料（在宅）（緊急往診等）（特例）（10月以降）300点	180070850

※ 緊急往診加算の要件を満たしている場合は緊急往診加算も併せて算定可。

※ 同一患家等で2人以上のコロナ患者を診察した場合、2人目以降のコロナ患者は往診料を算定しない場合でも上記特例点数(300点)を算定可。

4. 高齢者施設等における特例

① 高齢者施設とは介護医療院、老健、地域密着型特養、特養を指す。上記入所者に対し、コロナに関連した往診を緊急に求められ、速やかに往診を実施した場合。

9月30日まで		10月1日から	請求コード
救急医療管理加算1（施設内療養・緊急の往診等）（特例）2,850点	→	救急医療管理加算1（施設内療養・緊急の往診等）（特例）950点	180070150

※ 点数名称及び請求コードに変更なし。算定点数のみの変更。

※ 緊急往診加算の要件を満たしている場合は緊急往診加算も併せて算定可。

② 上記①の場合において、往診ではなく、看護職員とともに施設入所者に対してオンライン診療を実施した場合

9月30日まで		10月1日から	請求コード
救急医療管理加算1（オンライン）（特例）950点	→	院内トリアージ実施料（オンライン）（特例）（10月以降）300点	180070950

5. 入院調整

コロナ患者の入院調整をした上で、入院先医療機関に診療情報提供書を添えてコロナ患者の紹介を行い診療情報提供料（I）を算定する場合

9月30日まで		10月1日から	請求コード
救急医療管理加算1（入院調整）（特例）950点	→	療養情報提供加算（特例）（10月以降）100点	113046350

※ 小児科外来診療料など、診療情報提供料（I）が包括されている管理料等を算定する場合も、入院調整及び患者の紹介を行った場合は上記特例点数（100点）を算定可。

※ 自治体や他医療機関など自院以外の機関等が入院調整を行った場合は算定不可。

※ 入院中の患者でも同様の取扱いができる。

【参考】①本誌の情報を含む改定内容は、保団連HP「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いなどの概要（医科）」をご覧ください。コロナ治療薬費用の一部公費支援のレセプト請求（見本）や入院の一部公費支援のレセプト（見本）も掲載しています。

